

大気汚染防止法の一部を改正する法律 要綱

第一 目的の改正

目的規定に水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀等の排出の規制を追加すること。

（第一条関係）

第二 定義の改正

一 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいうこと。 （第二条第十二項関係）

二 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいうこと。

（第二条第十三項関係）

三 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するためには設けられた煙突その他の施設の開口部をいうこととすること。

（第二条第十四項関係）

第三 水銀等の排出の規制等

一　水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約的確かつ円滑な実施を図るため、水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならないこと。

(第十八条の二十一関係)

二　水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定めること。

(第十八条の二十二関係)

三　水銀排出施設の設置等について、次の事項を規定すること。

1　水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、水銀排出施設の種類、構造等を都道府県知事に届け出なければならないものとすることその他の所要の届出等について規定すること。
(第十八条の二十三から第十八条の二十五まで関係)

2　都道府県知事は、水銀排出施設の設置等の届出があつた場合において、水銀排出施設に係る水銀濃

度が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとすること。

（第十八条の二十六関係）

3 水銀排出施設の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、水銀排出施設の設置等をしてはならないものとすること。 （第十八条の二十七関係）

四 水銀排出施設からの水銀等の排出について、次の事項を規定すること。

1 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならぬものとすること。 （第十八条の二十八関係）

2 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止等の措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。

（第十八条の二十九第一項関係）

3 都道府県知事は、2の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

（第十八条の二十九第二項関係）

4 水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとすること。

（第十八条の三十関係）

五 工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「要排出抑制施設」という。）を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存すること等の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずることとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならないものとすること。

（第十八条の三十二関係）

六 五に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、

当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようによることともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならないものとすること。
（第十八条の三十三関係）

七 国は、我が国における水銀等の大気中への排出の状況を把握し、その結果を公表すること、水銀等の大気中への排出の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、その成果の普及を図ることその他の大気等の大気中への排出の抑制に関する施策の実施に努めなければならないものとすること。

（第十八条の三十四関係）

八 地方公共団体は、事業者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、住民に対し、水銀等の大気中への排出の抑制に関する知識の普及を図るよう努めなければならないものとすること。

（第十八条の三十五関係）

第四 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

（附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

（附則第二条関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第三条及び第四条関係）